

特定健診・特定保健指導の電子的なデータ標準様式

**8-1A 特定保健指導情報ファイル**  
(健診・保健指導機関等→医療保険者)  
仕様説明書  
**Version 4.0**

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 4
	2023.03.31

## 目次

1.	はじめに	1
1.1	目的	1
1.2	参考資料	1
2.	送付用ファイルアーカイブ仕様	1
2.1	フォルダ構成	1
2.1.1	ルートフォルダ	3
2.1.1.1	一般規則	3
2.1.1.2	健診機関から事業者への健診結果・決済情報提出時	4
2.1.1.3	事業者等から保険者への健診結果・決済情報提出時	4
2.1.2	データフォルダ	5
2.1.3	決済情報フォルダ	5
2.1.4	XMLスキーマフォルダ	6
2.2	ファイル命名規則	7
2.3	アーカイブ規則	8
2.4	各交換パターンにおけるファイル構成	8
3.	サンプル	9

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 4
	2023.03.31

## 修正履歴

2008.04.03 V1.51 より以後の修正履歴

日付	版	修正内容
2008年4月3日	1.51	厚労省通知と連携
2009年3月30日	2	<p>※仕様上の曖昧さを解消するため、および理解を助けるための説明を追加。</p> <p>※XML仕様上の変更はない。</p> <p>1.1 説明を適正化。</p> <p>2.4 表外の注に説明を補足。不要なフォルダは格納しないことを明記。また、国保に費用決済を伴わない特定健診結果データを提出する場合の注意を追記。</p>
2017年3月31日	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の仕様説明書と合わせてバージョンを「2」から「3」に修正</li> <li>・ファイル名「集計情報ファイル」を「決済情報集計ファイル」に修正</li> <li>・1.2 参考資料の資料名を修正</li> <li>・その他既存誤記修正</li> </ul>
2020年3月31日	3.1	<p>オンライン資格確認等システムを活用した特定健診情報等の保険者間引継ぎ実施に伴い、特定健診情報等の閲覧用ファイルの新規追加に伴う変更内容を反映させた。</p> <p>■XML仕様上に関する修正          &lt;閲覧ファイル追加に伴う修正&gt;</p> <p>2.1.1.3 事業者等から保険者への健診結果・決済情報提出時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表 5 実施区分コード (3:「匿名化済」を明記、5:新規追加、6~9:予備追加)</li> </ul> <p>■XML仕様上に関する関係のない修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バージョンを「3」から「3.1」に修正</li> <li>・各種サンプル XML の日付変更</li> </ul>
2023年3月31日	4	<p>■XML仕様上に関する修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施区分コードの名称変更に合わせて表 5 を修正</li> </ul> <p>■XML仕様上に関する関係のない修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本仕様書のファイル名を変更</li> <li>・バージョンを「3.1」から「4」に修正</li> <li>・1.1 目的の厚労省通知との対応関係に係る記載を削除</li> <li>・2.1.1.3 事業者等から保険者への健診結果あ</li> </ul> <p>決済情報提出時の説明について、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」の内容と重複する記載を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種サンプルの年度変更</li> <li>・その他既存誤記及び見栄え修正</li> </ul>

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 4
	2023.03.31

# 送付用ファイルアーカイブ仕様説明書

## 1. はじめに

### 1.1 目的

本書は、特定健診・特定保健指導データの電子的交換において、提出に必要な一連のファイルのフォルダ構成、及び、ファイル名の仕様を定めたものである。

本仕様は、以下の事項について規定する。

- ・ 特定健診・特定保健指導 送付用ファイルの格納体系及び配置体系
- ・ 特定健診・特定保健指導 送付用ファイルの圧縮形式

### 1.2 参考資料

下記は、この文書で参照している標準仕様及び研究報告書等の名称、バージョン、並びにその説明の一覧である。

- [1] 厚生労働省, 「標準的な健診・保健指導プログラム (改定版)」
- [2] 厚生労働省, 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」
- [3] 総務省, 全国地方公共団体コード, <https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>

※[1], [2]については、厚生労働省 HP 「特定健診・特定保健指導について」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html>) に公表されている最新版を参照すること。

## 2. 送付用ファイルアーカイブ仕様

特定健診データ、及び、特定保健指導データの送付用ファイルアーカイブ仕様を示す。同一提出先に、特定健診データと特定保健指導データの両方を提出する場合でも、特定健診用と特定保健指導用のそれぞれ異なるアーカイブファイルを作成する。

この文書で「アーカイブ」とは、送付すべき複数の電子ファイルを一定の規則にもとづいて並べ (フォルダまたはディレクトリに配置し)、定められたルールにもとづいてファイル名やフォルダ名 (ディレクトリ名) を付与し、その上でそれらのファイルを1つのファイルに圧縮してまとめあげることを指している。

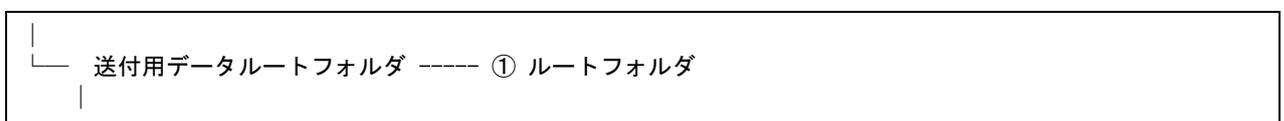
「ファイルアーカイブ」とは送付すべき複数の電子ファイルに対して上記の操作を実施することである。

「アーカイブファイル」とは上記の操作を実施した結果、作成される1つの送付用のファイル (圧縮ファイル) のことで、本仕様では圧縮方法に ZIP 圧縮形式を使用しているため、ひとつの ZIP ファイルを指す。

本規格は、事業者健診や健康増進法に基づくがん検診といった、特定健診以外の他の健診結果の送付時にも使用することができる。このとき、健診実施主体 (保険者や市町村衛生部門等) と健診機関との契約によって、1つの請求先に対して複数の健診事業の結果を提出することがありうる。その場合は、健診結果ファイル、決済情報ファイル、及び、それらを格納する送付用アーカイブファイルは、健診事業別にそれぞれ作成する。

### 2.1 フォルダ構成

特定健診データ、及び、特定保健指導データの送付用ファイルアーカイブのフォルダ構成を図1に示す。



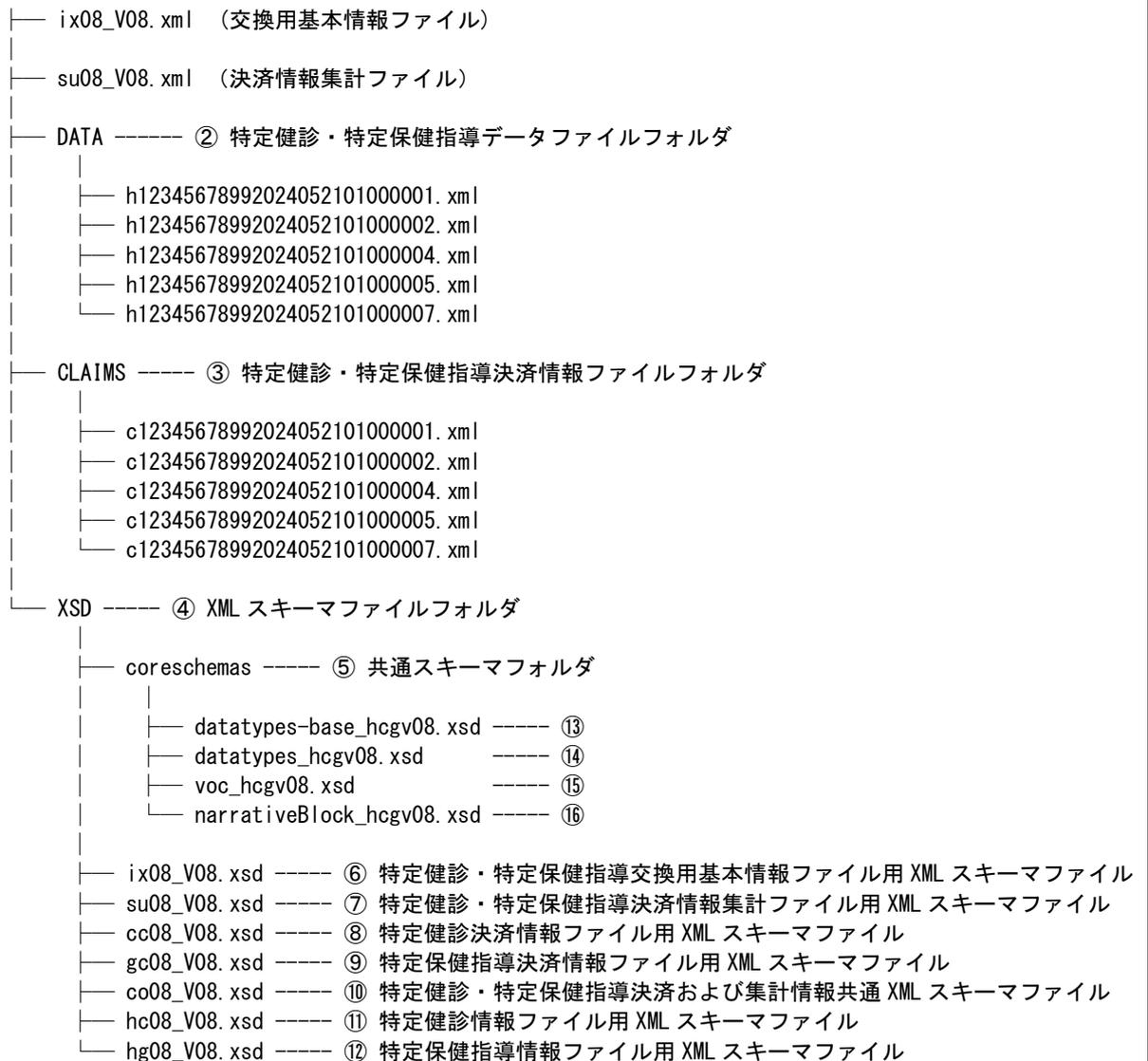


図1 送付用ファイルアーカイブのフォルダ構成

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 4
	2023.03.31

### 2.1.1 ルートフォルダ

送付用ファイルアーカイブのルートフォルダ名の命名規則を以下に示す。このフォルダには、特定健診情報・特定保健指導情報交換用基本情報ファイルと、決済情報集計ファイルを配置する。また、データファイルフォルダ、決済情報ファイルフォルダ、及び、XMLスキーマフォルダを含む。

#### 2.1.1.1 一般規則

図1①に示される、送付用ファイルアーカイブのルートフォルダのフォルダ名は表1、表2に示すように、提出元機関の機関番号、提出先機関の機関番号、提出日、同一日分割番号、及び、実施区分コードから構成される。提出元機関または提出先機関が健診・保健指導機関の場合、機関番号は10桁となる。また、提出元機関または提出先機関が代行機関の場合、8桁の代行機関番号を指定する。提出元機関または提出先機関が保険者の場合、保険者番号は8桁未満の場合もあり得る。その場合は先頭をゼロ埋めし8桁とする。市町村への提出データは、全国地方公共団体コード[3]と市町村部門コード（表10）を組み合わせた7桁を提出先機関番号とする。提出日は西暦（YYYYMMDD形式）で指定する。同一日分割番号（N）は、表1に記載したルールで1桁の数字を指定する。実施区分コード（X）には、表5に示す実施区分を指定する。

[提出元機関番号]\_[提出先機関番号]\_[提出年月日(YYYYMMDD)]\_[同日分割送信回数(N)]\_[実施区分コード(X)]

表1 ルートフォルダ名規則

長さ	内容	フォーマット	例
8~10	提出元機関番号	nnnnnnnn[nn]	1234567890
7~10	提出先機関番号	nnnnnnn[nnn]	1234567899
8	提出年月日	yyyymmdd	20240612
1	同じ送信元機関から同じ送信先機関に同日に複数回送信する場合（同日分割送信）、送信回数識別番号。1回目の送信では0とし、同日に2回目以降の送信をする場合、1、2、3、…と増やしていく。最大9までとする。1回で送信を完了する場合にも0を指定する。	n	0
1	実施区分コード（表5）	n	1

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 4
	2023.03.31

表2 ルートフォルダ名に使用する各設定値

	特定健診/特定保健指導機関→代行機関	特定健診/特定保健指導機関→保険者	特定健診機関→市町村衛生部門	特定健診機関→市町村一般衛生部門	保険者→保険者
提出元機関番号	健診/保健指導機関番号	健診/保健指導機関番号	健診機関番号	健診機関番号	(異動元) 保険者番号
提出先機関番号	代行機関番号 (8桁)	保険者番号 (8桁: 8桁に満たない場合はゼロ埋めする)	全国地方公共団体コード[3]+市町村部門コード(表10) (7桁)	全国地方公共団体コード[3]+市町村部門コード(表10) (7桁)	(異動先) 保険者番号
種別コード(実施区分コード)	特定健診データ: 「1: 特定健診情報」 特定保健指導データ: 「2: 特定保健指導情報」	特定健診データ: 「1: 特定健診情報」 特定保健指導データ: 「2: 特定保健指導情報」	「4: 他の健診結果の受領分」	「4: 他の健診結果の受領分」	特定健診データ: 「1: 特定健診情報」 特定保健指導データ: 「2: 特定保健指導情報」

### 2.1.1.2 健診機関から事業者への健診結果・決済情報提出時

事業者健診や学校保健安全法による健診をおこなう事業者(学校の設置者等)は、代行機関番号や保険者番号のように、一意に識別可能な機関番号を持っていない。そのため、一般規則のルートフォルダ名において、提出先機関番号を使用しない形とする。

[提出元機関番号]\_[提出年月日(YYYYMMDD)]\_[同日分割送信回数(N)]\_[実施区分コード(X)]

表3 事業者への結果提出時のルートフォルダ名規則

長さ	内容	フォーマット	例
10	提出元機関番号 健診機関番号 (10桁) を指定。	nnnnnnnnnn	1234567890
8	提出年月日	yyyymmdd	20240612
1	同じ送信元機関から同じ送信先機関に同日に複数回送信する場合(同日分割送信)、送信回数識別番号。1回目の送信では0とし、同日に2回目以降の送信をする場合、1、2、3、…と増やしていく。最大9までとする。1回で送信を完了する場合にも0を指定する。	n	0
1	実施区分コード 「4: 他の健診結果の受領分」 を指定。	n	1

### 2.1.1.3 事業者等から保険者への健診結果・決済情報提出時

事業者健診や学校保健安全法による健診をおこなう事業者(学校の設置者)は、代行機関番号や保険者番号のように、一意に識別可能な機関番号を持たない。そのため、一般規則のルートフォルダ名において、提出元機関番号は、特別な機関番号「5521111111」または「6631111116」を使用する。

付番ルールの詳細については、厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」4-5-1を参照。

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 4
	2023.03.31

例) 5521111111\_[提出先機関番号]\_[提出年月日(YYYYMMDD)][同日分割送信回数(N)]\_[実施区分コード(X)]  
 例) 6631111116\_[提出先機関番号]\_[提出年月日(YYYYMMDD)][同日分割送信回数(N)]\_[実施区分コード(X)]

表 4 ルートフォルダ名規則

長さ	内容	フォーマット	例
10	提出元機関番号 特別な機関番号「5521111111」または「6631111116」を指定。	nnnnnnnnnn	1234567890
8	提出先機関番号 保険者番号(8桁)を指定。8桁に満たない場合はゼロ埋めする。	nnnnnnnn	12345678
8	提出年月日	yyyymmdd	20240612
1	同じ送信元機関から同じ送信先機関に同日に複数回送信する場合(同日分割送信)、送信回数識別番号。1回目の送信では0とし、同日に2回目以降の送信をする場合、1、2、3、…と増やしていく。最大9までとする。1回で送信を完了する場合にも0を指定する。	n	0
1	実施区分コード「4: 他の健診結果の受領分」を指定。	n	1

表 5 実施区分コード

コード名	コード	内容	備考
実施区分 コード	1	特定健診情報	
	2	特定保健指導情報	
	3	国への実績報告(匿名化済)	保険者での設定は不要
	4	他の健診結果の受領分	事業者健診の結果を受領した場合
	5	国への実績報告(匿名化前)	
	6	予備	
	7	予備	
	8	予備	
	9	予備	

### 2.1.2 データフォルダ

図1②に示されるフォルダ。フォルダ名は「DATA」とする。ルートフォルダ内に配置され、特定健診データファイル、及び、特定保健指導データファイルを含む。データファイルの命名規則は2.2節に示す。

### 2.1.3 決済情報フォルダ

図1③に示されるフォルダ。フォルダ名は「CLAIMS」とする。ルートフォルダ内に配置され、特定健診決済情報ファイル、及び、特定保健指導決済情報ファイルを含む。データファイルの命名規則は2.2節に示す。

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 4
	2023.03.31

## 2.1.4 XML スキーマフォルダ

図 1 ④ に示されるフォルダ。フォルダ名は「XSD」とする。ルートフォルダ内に配置され、特定健診・特定保健指導データの電子的交換に必要な XML スキーマを含む。図 1 ⑥～⑫ に示される各 XML スキーマの詳細を表 3 に示す。各ファイル名の「V08」の部分は、そのスキーマのバージョン番号を表しており、今後スキーマが改訂される度に番号が更新される。

表 6 特定健診・特定保健指導 XML スキーマファイル

図 1 中の番号	ファイル名	内容	備考
⑥	ix08_V08. xsd	特定健診・特定保健指導交換用基本情報ファイル用 XML スキーマファイル	
⑦	su08_V08. xsd	特定健診・特定保健指導決済情報集計ファイル用 XML スキーマファイル	
⑧	cc08_V08. xsd	特定健診決済情報ファイル用 XML スキーマファイル	特定健診 送付用ファイルアーカイブでのみ必要
⑨	gc08_V08. xsd	特定保健指導決済情報ファイル用 XML スキーマファイル	特定保健指導用 送付用ファイルアーカイブでのみ必要
⑩	co08_V08. xsd	特定健診・特定保健指導決済および集計情報共通 XML スキーマファイル	ix08_V08. xsd、su08_V08. xsd、cc08_V08. xsd、gc08_V08. xsd で共通に利用される
⑪	hc08_V08. xsd	特定健診情報ファイル用 XML スキーマファイル	特定健診 送付用ファイルアーカイブでのみ必要
⑫	hg08_V08. xsd	特定保健指導情報ファイル用 XML スキーマファイル	特定保健指導用 送付用ファイルアーカイブでのみ必要

健診情報 XML スキーマファイル「hc08\_V08. xsd」と保健指導情報 XML スキーマファイル

「hg08\_V08. xsd」の中から読み込まれて使用される、共通 XML スキーマファイルは、図 1 ⑤ に示される「coreschemas」フォルダ内に配置する。図 1 ⑬～⑯ に示される各 XML スキーマファイルの詳細を表 7 に示す。

表 7 特定健診・特定保健指導 XML スキーマファイル

図 1 中の番号	ファイル名	内容	備考
⑬	datatypes-base_hcgv08. xsd	HL7 データ型基本 XML スキーマファイル	
⑭	datatypes_hcgv08. xsd	HL7 データ型拡張 XML スキーマファイル	
⑮	voc_hcgv08. xsd	HL7 ボキャブラリドメイン XML スキーマファイル	
⑯	narrativeBlock_hcgv08. xsd	CDA 説明ブロック XML スキーマファイル	

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 4
	2023.03.31

## 2.2 ファイル命名規則

特定健診データファイル、特定保健指導データファイル、及び、それぞれの決算情報ファイルの命名規則を表 8 に示す。送付用アーカイブファイル内に、ある受診者の結果データと対応する決済情報が含まれる場合、両者のファイルは 1 対 1 に対応し、先頭の記号 1 文字(h と c、g と p)を除き同一のファイル名を持つ。ただし、個別契約の場合には、健診結果データのみ、または、保健指導結果データのみを委託元に提出する場合があります。その場合には、健診（保健指導）決済情報ファイル、及び、決済情報集計ファイルを含める必要はなく、健診（保健指導）結果データ、XML スキーマファイル、及び、交換用基本情報ファイルのみを送付用アーカイブファイルに含める。

また、保険者間における異動者の健診/保健指導結果データ提出に関しては、健診データファイル名、及び、保健指導データファイル名は自由とし、以下の規則に従う必要はない。

表 8 特定健診・特定保健指導ファイル命名規則

開始位置	長さ	内容	フォーマット	例
1	1	h:特定健診データファイル c:特定健診決済情報ファイル g:特定保健指導データファイル p:特定保健指導決済情報ファイル	X	h
2	10	健診機関番号 (事業者等から保険者へ提出する場合は、「5521111111」または「6631111116」)。	nnnnnnnnnn	1234567899
12	8	ファイル生成日付またはアーカイブ生成日付	yyyymmdd	20240612
20	1	同じ送信元機関から同じ送信先機関に同日に複数回送信する場合(同日分割送信)、送信回数識別番号。1 回目の送信では 0 とし、同日に 2 回目以降の送信をする場合、1、2、3、…と増やしていく。最大 9 までとする。1 回で送信を完了する場合にも 0 を指定する。	n	0
21	1	種別(表 2)	n	1
22	6	同一フォルダ内で同一ファイル名とならないように振られた 6 桁の数字	nnnnnn	000005
28	4	拡張子「.xml」	-	.xml

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 4
	2023.03.31

## 2.3 アーカイブ規則

送付用データはZIP形式<sup>1)</sup>による圧縮を行う。圧縮ファイルのファイル名は「ルートフォルダ名.zip」とする。

## 2.4 各交換パターンにおけるファイル構成

代表的な交換パターンにおける送付用ファイルアーカイブの構成を表9に示す。

表9 各交換パターンにおける送付用ファイルアーカイブ構成

	保険者→ 保険者 (異動者)	事業者→ 保険者	特定健診/ 特定保健指導 機関→代行 機関	特定健診/ 特定保健 指導機関 →保険者	特定健診機 関→事業者 <sup>2)</sup>	特定健診機関 →市町村衛生 部門	特定健診機 関→市町村 一般衛生部 門
交換用 基本情 報ファ イル	○	○	○	○	○	○	○
決済情 報集計 ファイ ル	—	—	○	○注1	○注1	○*1	○注1
健診デ ータフ ァイル	○	○	○	○	○	○	○
健診決 済情報 ファイ ル	—	—	○	△注1,2	△注1,2	△注1,2	△注1,2
保健指 導デー タファ イル	○	—	○	○	—	—	—
保健指 導決済 情報フ ァイル	—	—	○	△注1	—	—	—

注1：健診結果、保健指導結果のみを提出する場合は、交換用基本情報ファイル、及び、健診データファイル、保健指導データファイルのみでよい。

注2：国保システムの「費用決済を伴わない特定健診結果データ」の場合は、決済情報にある「委託料単価区分コード」が必要となるため、決済情報は必須となる。

表10 市町村部門コード（本仕様独自コード）

コード名	コード	内容	備考
市町村部 門 コード	1	市町村介護部門	
	2	市町村一般衛生部門	
	3	介護部門と一般衛生部門を兼務の場合	

<sup>1)</sup> <http://www.pkware.com/documents/casestudies/APPNOTE.TXT>

<sup>2)</sup> 学校保健安全法の対象となる学校の設置者も含む

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 4
	2023.03.31

### 3. サンプル

以下の特定健診データの送付用ファイルアーカイブのフォルダ構成の例を図3に示す。

健診機関番号	0123456789
提出先機関番号	代行機関 99991234
提出日	令和6年6月10日
同一日、同一送信先への送信回数	1回目
特定健診情報ファイル件数	5件
特定健診情報ファイル作成日	令和6年6月5日
特定健診決済情報ファイル件数	5件
特定健診決済情報ファイル作成日	令和6年6月5日

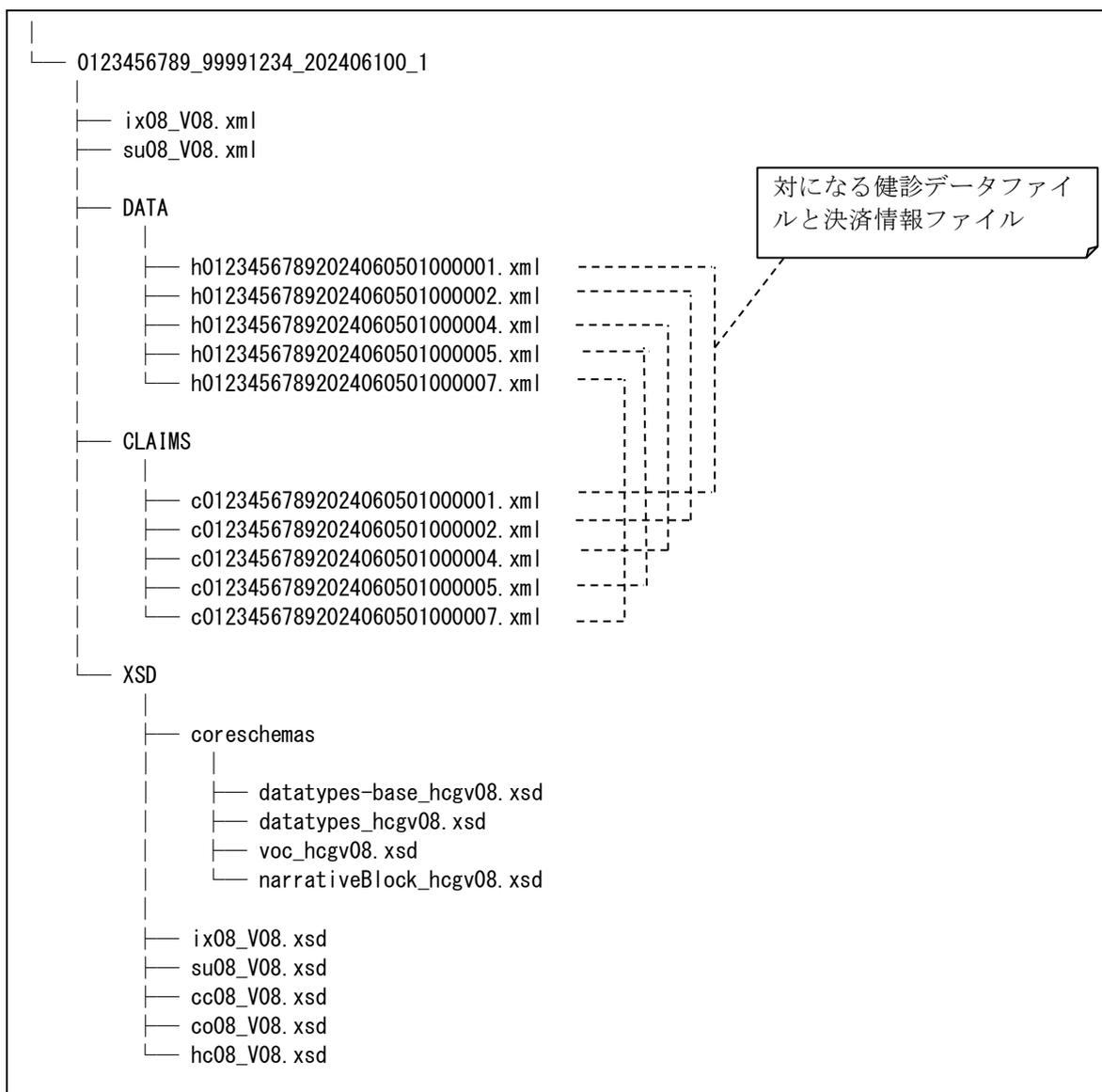


図2 サンプルのフォルダ構成

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 4
	2023.03.31

#### Ver.4

本説明文書は、厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室により修正されました。また、「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」の下に設置された「システム改修に関するワーキンググループ」の作業班メンバーや、ここに記載していない多くの方々の献身的な貢献により検討された成果に基づいています。

システム改修に関するワーキンググループ作業班